

■次世代育成支援対策推進法の改正

●法律の有効期限の延長（施行日：公布の日（令和6年5月31日））

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年（2035年）3月31日までに延長されました。

●育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け （施行日：令和7年4月1日）

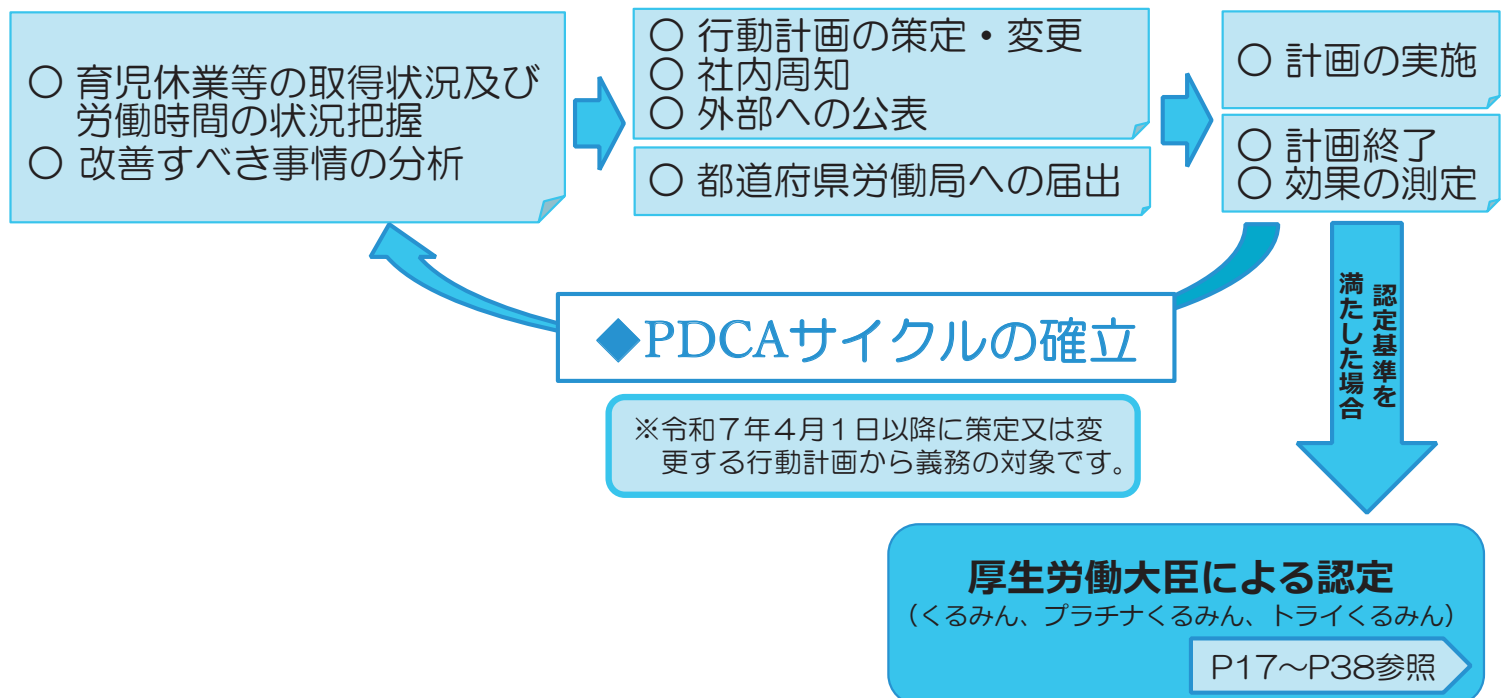
常時雇用する労働者が101人以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・変更時に次のことが義務付けられます。（100人以下の企業は、努力義務の対象です。）

- ・育児休業等の取得状況、労働時間の状況の把握等（PDCAサイクルの確立）
- ・育児休業等の取得状況、労働時間の状況に係る数値目標（※）の設定

（※）数値目標については、実数、割合、倍数等数値を用いるものであればいずれでも構いません。

「育児休業等の取得状況」：男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の状況

「労働時間の状況」：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあつては、健康管理時間）の状況



●くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの認定基準等の改正 （施行日：令和7年4月1日）

法律の改正に関連して、くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定の認定基準と、くるみんマーク、トライくるみんマークが改正されました。

P2~P4参照

■くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定の 認定基準等の改正

令和7年4月1日～

くるみん認定

認定基準とマークが改正されています。

①男性の育児休業等の取得に係る基準の改正（認定基準5）

P20参照

	旧基準	新基準
男性労働者の育児休業等取得率	10%以上	<u>30%以上</u>
男性労働者の育児休業等及び 育児目的休暇の取得率	20%以上	<u>50%以上</u>

②女性の育児休業等の取得に係る基準の改正（認定基準6）

P21参照

	旧基準	新基準
女性労働者の育児休業等取得率	75%以上	75%以上
女性有期雇用労働者の育児休業 等取得率	基準なし	<u>75%以上</u>

③働き方の見直しに係る基準の改正（認定基準7）

P22参照

	旧基準	新基準
雇用する労働者1人当たりの 各月ごとの時間外労働及び 休日労働の合計時間数	45時間未満（全てのフル タイム労働者）	<u>30時間未満（全てのフルタイ ム労働者）</u> <u>又は45時間未満（25～39歳 のフルタイム労働者）</u>

※「3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること」の基準（旧基準7）は廃止されました。（経過措置は24ページ参照）

④成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

P23参照

旧基準	新基準
○所定外労働の削減のための措置 ○年次有給休暇の取得の促進 ○短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方 の見直しに関する多様な労働条件の整備	<u>○男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸の ための措置</u> ○年次有給休暇の取得の促進 ○短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方 の見直しに関する多様な労働条件の整備

※くるみん認定の認定基準については、
17～23ページをご覧ください。



<新くるみんマーク>

■くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定の 認定基準等の改正

令和7年4月1日～

プラチナくるみん認定

特例認定基準が改正されています。

①男性の育児休業等の取得に係る基準の改正（特例認定基準5）

P27参照

	旧基準	新基準
男性労働者の育児休業等取得率	30%以上	50%以上
男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率	50%以上	70%以上

②女性の育児休業等の取得に係る基準の改正（特例認定基準6）

P28参照

	旧基準	新基準
女性労働者の育児休業等取得率	75%以上	75%以上
女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし	75%以上

③働き方の見直しに係る基準の改正（特例認定基準7）

P28及びP22参照

	旧基準	新基準
雇用する労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	45時間未満（全てのフルタイム労働者）	30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）

※「3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること」の基準（旧基準7）は廃止されました。（経過措置は24ページ参照）

④成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（特例認定基準8）

P28参照

旧基準	新基準
○所定外労働の削減のための措置 ○年次有給休暇の取得の促進 ○短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	○男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 ○年次有給休暇の取得の促進 ○短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備

⑤能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（特例認定基準10）

P30参照

	旧基準	新基準
能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の策定及び実施の対象	女性労働者	男性労働者及び女性労働者

※プラチナくるみん認定の認定基準については、
26～30ページをご覧ください。

■くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定の 認定基準等の改正

令和7年4月1日～

トライくるみん認定

認定基準とマークが改正されています。

①男性の育児休業等の取得に係る基準の改正（認定基準5）

P32参照

	旧基準	新基準
男性労働者の育児休業等取得率	7%以上	<u>10%以上</u>
男性労働者の育児休業等・育児 目的休暇の取得率	15%以上	<u>20%以上</u>

②女性の育児休業等の取得に係る基準の改正（認定基準6）

P33参照

	旧基準	新基準
女性労働者の育児休業等取得率	75%以上	75%以上
女性有期雇用労働者の育児休業 等取得率	基準なし	<u>75%以上</u>

③成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

P34及びP23参照

旧基準	新基準
○所定外労働の削減のための措置 ○年次有給休暇の取得の促進 ○短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方 の見直しに関する多様な労働条件の整備	<u>○男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸の ための措置</u> ○年次有給休暇の取得の促進 ○短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方 の見直しに関する多様な労働条件の整備

※「3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること」の基準（旧基準7）は廃止されました。（経過措置は24ページ参照）

※トライくるみん認定の認定基準については、
32～34ページをご覧ください。

<新トライくるみんマーク>

